

避難しなければならないような原発なら動かしてはならない

原子力規制委員会は、それでも「福島原発事故」のような苛酷事故が起こる可能性があると考えます。もしそのような苛酷事故が起こったら、当然原子力災害重点区域の住民は避難させなければなりません。**どの区域までの住民を避難させなければならないかを割り出すために、2012年12月に苛酷事故発生時の予想被曝線量シミュレーションを公表しました。**島根原発での予想が図7のコンタ図です。紫色が濃くなるほど被曝線量が上がります。そうすると**30km圏の端っこでは1週間の被曝線量は約50mSvになります。**島根原発から直線で24.3km地点が1週間でちょうど**100mSv(97%値)**の被曝線量となります。(図8参照のこと)そして規制委は30km圏を原子力災害重点区域とし「即時避難対象区域」あるいは「一時移転対象区域」としました。これでも**チェルノブイリ事故時の5mSv以上、フクシマ事故時の20mSv以上の避難基準から見ると大幅な「被曝強制基準」ということとなります。**図7を見ると**重点区域に属する6つの自治体の市役所の位置はすべてほぼ30km圏内に納まります。**特に島根県の県都松江市役所は島根原発から直線で約9kmしか離れておらず通常の風向きではダイレクトに風下にあたります。従って**松江市の予想被曝線量は1週間で720mSv**というとんでもない数字となります。当然避難しなくてはなりません。そのためには避難計画が必要となり、島根県は他立地自治体に先駆けて「広域避難計画」を策定しました。しかしこの避難計画はどう見ても実効性のある計画ではなく『作文』に近いシロモノです。

大体この**30km圏内には境港市、米子市まで含めると約100万人弱の人たちが居住しています。誰が作っても実効性のある「避難計画」を策定するのは不可能です。**この点で島根県を非難するのは間違っています。**非難されるべきは、誰が作っても不可能な避難計画を作れ、という原子力規制委員会であり、それを明文化した「原子力災害対策指針」**でしょう。

ここで私は考え込んでしまいます。**原発はなんのためにあるのでしょうか？当然電気を生産するためです。それでは電気はなんのためにあるのでしょうか？当然私たちの生活を豊かにするためです。いわば原発は私たちの道具に過ぎません。この社会の主人公は私たち市民であって、決して原発ではありません。その原発のために主人公である私たちが「避難」するのだとすれば、それは本末転倒です。どこかがおかしいのです。もし避難しなければならない原発なら、そんな原発は決して動かしてはならず、この社会から葬り去るべきです。**それとも私の頭のどこかがおかしいのでしょうか？

表8 苛酷事故時の避難基準 (OILと防護措置)
OIL (Operation Intervention Level=運用上介入レベル)

基準の種類	基準の概要	初期値設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	除染を講じるための基準	避難基準に基づいて避難した避難者をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	OIL 2	地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限	飲食分に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射線核種濃度測定を実施すべき地域を特定する	数日内を目途に飲食物中の放射線核種濃度を測定すべき地域を特定
	OIL 6	経口摂取による被曝影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」2013年9月5日全部改正より http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

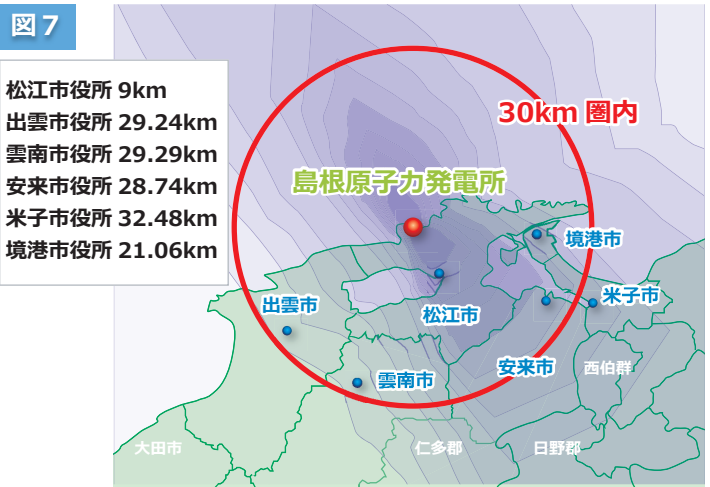
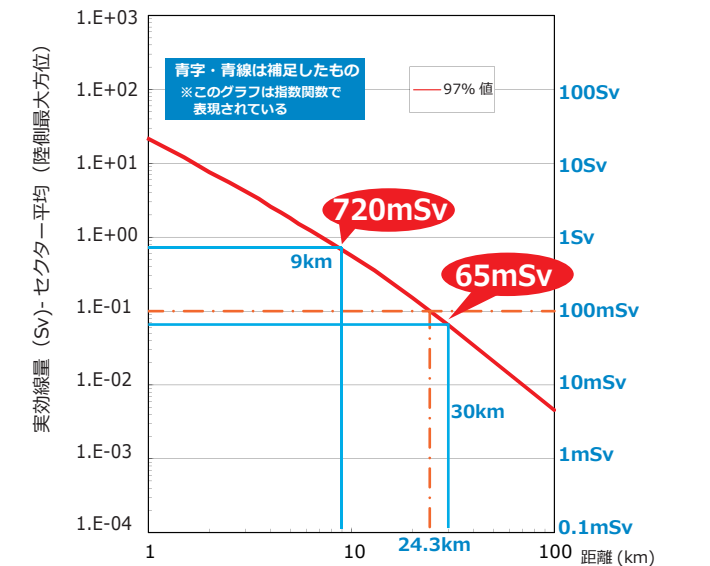


図7 松江市役所 9km
出雲市役所 29.24km
雲南市役所 29.29km
安来市役所 28.74km
米子市役所 32.48km
境港市役所 21.06km

図8 原子力規制委員会が示した距離と予想被曝線量の関係



【資料参照】原子力規制委員会「拡散シミュレーションの試算結果(修正)」p39 http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/kakusan_simulation1.pdf

表7 全面緊急事態における避難や一時移転の目安

PAZ (概ね5km)	OIL 1 即時避難
UPZ (概ね5~30km)	OIL 2 一時移転の実施
UPZ外 (概ね30km~) ※広島市が該当	30km以上であってブルーム(放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲)が通過すると見られる地域。モニタリングの結果、ブルームがあればOIL 2

PAZ: Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域
UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を計画する区域

第80回広島2人デモ

2013年12月27日(金曜日)18:00~19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



数十万の人々が避難しなければならない原発なら動かすべきではありません

~島根原発2号機再稼働申請へ~

There is no safe dose of radiation
「放射線被曝に安全量はない」 世界中の科学者によって一致承認されています。

黙っていたら“YES”と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもありません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちが素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

中国電力島根原発2号機再稼働申請の意味

経営的に見れば中国電力は今危機的状況一歩手前、火山噴火を一刻一刻と待っている状況だといえましょう。すべては島根原発3号機建設に無謀とも思える大きな投資をしたせいです。

2013年3月期中国電力有価証券報告書を見てみると、中国電力の売り上げは1兆1997億円(連結ベース)で包括総利益は111億円の赤字。赤字自体は大した問題ではありません。問題は資産内容です。総資産が2兆8993億円に対して総負債が2兆2837億円。つまり純資産は6156億円しかないのです。

中国電力が島根3号機に注ぎ込んだ金は、2013年3月末現在で少なくとも4529億円。有価証券報告書からは読み取れない別な勘定を含めれば恐らくは4600億円を下らないでしょう。

現在島根3号機のステータスは『建設中』です。事実上完成しているのに『建設中』としなければならないわけは、3号機が『新規増設原発』に分類され、現在の状況では運転できるかどうか全く見通しが立たないからです。

仮の話として、もし3号機の運転稼働が認められないとしてみましよう。(その可能性は大いにあります) 3号機建設に注ぎ込んだ投資はどうなるのでしょうか？当然ゴミになります。現在4529億円は『建設仮勘定』としてすべて資産計上してあります。これは純資産6156億円の一部を形成しています。これがゴミとなれば当然資産計上できません。減損措置をします。すると純資産の残りは1627億円でしかありません。これはこれからやってくる島根1号機の廃炉費用(現在は解体費用しか積み立っていません)や使用済み核燃料の減損措置、数字には表れていない廃炉費用の積み立て不足などを考えれば、当然まかないきれぬ純資産ではありません。事実上の債務超過=倒産です。

すべては「福島原発事故」のせいです。年間売り上げ2兆円弱、純資産6200億円弱の企業が、単一プロジェクトに4600億円、長期投資をするなどということは、もしこれが一般企業のケー

表1 中国電力 経営指標 3期比較

項目	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期
売上高	10,943 億円	11,813 億円	11,997 億円
経常利益	238 億円	298 億円	▲ 288 億円
包括純利益	▲ 173 億円	38 億円	▲ 111 億円
純資産	6,612 億円	6,449 億円	6,156 億円
総資産	28,311 億円	28,872 億円	28,993 億円
総負債	21,698 億円	22,423 億円	22,837 億円
有利子負債	17,247 億円	17,560 億円	18,123 億円
販売電力量	62,395 百万kwh	60,670 百万kwh	58,647 百万kwh

【出典】中国電力株式会社 平成23年、24年、25年のそれぞれ有価証券報告書総覧

表2 中国電力 2012年度 発電事業運営費用 (燃料費除く)

	水力発電	火力発電	原子力発電
発電設備容量	290万 万Kw	780 万Kw	128 万Kw
当該年発電量	31 億kwh	407 億kwh	0 億kwh
運営費用			

給料手当	50 億円	70 億円	50 億円
厚生費	8 億円	12 億円	8 億円
使用済核燃料処理等費	- 億円	- 億円	48 億円
使用済核燃料処理等準備費	- 億円	- 億円	2 億円
廃棄物処理費	- 億円	102 億円	22 億円
特定放射性物質処分費	- 億円	- 億円	12 億円
消耗品費	1 億円	6 億円	5 億円
修繕費	51 億円	395 億円	149 億円
水利使用料	13 億円	- 億円	- 億円
補償費	6 億円	5 億円	- 億円
賃借料	1 億円	1 億円	2 億円
委託費	9 億円	72 億円	79 億円
損害保険料	0 億円	0 億円	6 億円
原子力損害賠償支援機構負担金	- 億円	- 億円	24 億円
諸費	2 億円	16 億円	4 億円
諸税	21 億円	30 億円	12 億円
減価償却費	80 億円	191 億円	106 億円
合計	242 億円	900 億円	529 億円

石炭費	730 億円	核燃料減損費	- 億円
燃料油費	1,504 億円	その他	17 億円
ガス費	1,389 億円	燃料費合計	3640 億円

【出典】『中国電力 平成25年 有価証券報告書総覧』

表3 中国電力 建設仮勘定 3期推移

項目	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期
建設仮勘定	4,957 億円	5,482 億円	5,680 億円
原子力発電設備	3,896 億円	4,333 億円	4,529 億円
その他建設仮勘定	1,061 億円	1,149 億円	1,151 億円
進捗率	93.6 %	104.1 %	108.8 %

【出典】中国電力株式会社 平成23年、24年、25年のそれぞれ有価証券報告書総覧

【建設仮勘定】経産省の行政指導による会計処理法。長期にわたって電力会社の発電設備などが建設中の場合、投じた設備投資資金は費用ではなく、建設中であって「建設仮勘定」として100%資産計上できる。一時的にだが、資産を大きく見せかけられると同時に当期利益を大きく見せられる。いわば政府公認の粉飾決算。

【島根原発3号機の進捗率】島根原発1号機・2号機はすでに稼働中で原子力発電設備の建設仮勘定は発生していない。山口県の上関原発は現在「原子炉設置許可」を取得していないので工事中ではなく「計画中」で費用は建設仮勘定に計上できない。従って上記原子力発電設備はすべて建設中の島根3号機。2011年3月期の進捗率は93.6%だった。その後進捗率は公表されていないが、容易にその進捗率は計算できる。2012年3月期・2013年3月期と進捗率は100%を超えるが、これは当初計画より建設費が膨らんだと見た方が合理的。

スであれば「無謀な投資計画」と叩かれたことでしょう。原発事業ではこの投資を少なくとも40年で回収しなければならないのです。一寸先は闇のビジネス社会で40年という“時間”は計算不可能な世界、いわば博打の世界です。中国電力に限らず電力会社はこれまで「原発ビジネス」という博打を極当然のように行ってきたのは、ひとえに原発ビジネスが国策であり、政治と法律を100%味方につけていたこと、より具体的にいえば、電力会社の地域独占が認められ、利益は絶対確保できる総括原価方式のおかげです。従って巨大金融機関も安心して、いわば『地域独占』と『総括原価方式』を担保に巨額の金を融資し、またその株式を購入できたのです。

<前ページより続き>

こうして得られた巨額の資金に、三菱重工、東芝、日立を代表格とする原発メーカーが群がり、ほぼ独占ビジネスの甘い蜜を吸い、またこれら利益を源泉にして、原発関連の学者・研究者がおこぼれを頂戴するという構図だったわけです。

しかし「福島原発事故」で様相は一変しました。“リスクゼロ”と見たこのビジネスモデルは、**極めてハイリスクのビジネスに変わった**のです。そのリスクを一挙に引き受けたのが、中国電力です。

原発に対する長期巨額投資は 40 年かけて回収します。毎年減価償却を行い 40 年かけて価値移転を完了する仕組みです。日本の原子炉を見てみると、現在回収期間が一番短い原子炉は北海道電力泊原発 3 号機 (91.2 万 kW) です。泊 3 号機の運転開始は 2009 年 12 月ですから、まだ 4 年分しか回収できていません。(北電にとっても泊 3 号機の再稼働は死活問題でしょう) 次に短いのは北陸電力の志賀 2 号機 (120.6 万 kW) で、運転開始は 2006 年 3 月。(7年半) その次が中部電力浜岡 5 号機 (138 万 kW) で 2005 年 1 月。(9 年弱) しかし中国電力 3 号機は運転開始すらしていないのですから 100% の負担が重くのしかかります。

中国電力にとって、島根 3 号機は不運と言えば不運だったでしょう。ほぼ 100% 完成と言う矢先に福島原発事故が起こったのですから。

「2号機再稼働」は「3号機稼働問題」の露払い

こうして「島根 3 号機稼働問題」は中国電力にとって最優先課題となりました。そして出てくるのが島根 2 号機の再稼働問題です。島根 2 号機そのものは運転開始が 1989 年 2 月です。25 年も経過する古いタイプの原発です。電気出力も 82 万 kW で、100 万 kW が標準となっている現在では**もはや将来採算の取れる原発ではありません**。にも関わらず中国電力が稼働申請するわけは、当然 3 号機に照準が置かれています。つまり **2 号機で再稼働への道筋をキチンと作り、特に原発地元の支持を取り付け、地元の圧倒的な理解と協力がえられている、という体制を作って置かなければなりません**。その意味では「2 号機再稼働申請」は「3 号機稼働申請」の露払いといえることができます。(私個人は中電が本気で 2 号機を再稼働しようと思っているとは思えません。これから安全コストを考えれば、2 号機は金食い虫になるだけです。あくまで本命は 3 号機です。3 号機はそれだけでなくとも新規原発でハードルが高いのです。そのためにも民主党政権時代に「新規原発増設」は認めないとした方針は潰さねばなりません。幸いにも、そして私たちにとっては不幸にも原発推進の安倍自民政権が誕生し、民主党政権時代の方針が一変しました。それでも安倍自民政権は原発反対の世論に気兼ねし、新規原発を認めるどころまで踏み出せていません。新規原発を認めよ、と自党内で強硬に主張するのが、「電力安定供給推進議員連盟」であり、その旗振り役が自民党幹事長代行の細田博之氏であり、細田氏が松江市を票田とする島根 1 区出身衆議院議員であることは、決して偶然とは考えられません)

こういう情勢のなかで中国電力は、2013 年 12 月 25 日原子力規制委員会に対し、2 号機の「規制基準適合性審査」(再稼働審査申請)を行ったのです。

『原発立地地元』概念の劇的変化

ところが中国電力にとって不運なことに、そして私たちにとっては幸運なことに、「福島原発事故」で原子力規制行政の考え方とそれを取り巻く諸環境が激変したのです。そうした激変の中の 1 つが『原発立地地元』の概念があります。事故前**原発立地地元とは、原発から 8km から 10km の自治体を指しました**。これは事実上原発のある自治体だけでした。島根原発の例で言えば、島根原発のある鹿島町(現在は松江市と合併して松江市の一部になっ

ている)とその行政上部機関である島根県だけが「原発立地地元」だったのです。現在も原発立地地元とはいったいどこまでを指すのか明文化した法令はありません。しかし、「原発立地地元」の範囲が劇的に変わったことは明らかです。

というのは、原子力規制委員会が 2013 年 9 月 5 日に施行した「原子力災害対策指針」では、「原子力災害重点区域」を設定し、概ね原発から 30km 圏がそれに相当するとし、もし福島原発事故並みの苛酷事故が発生したら、**原子力災害重点区域の住民は「避難」する必要があり、地区住民の避難のために「避難計画」を策定し恒常的に「避難訓練」をしなければならない、と義務づけた**からです。この考えに従えば、**原発から 30km 圏の自治体はすべて「原発立地地元」ということになります**。つまり原発がどこに位置するかが「立地自治体」を決定する基本概念ではなく、原発が苛酷事故を起こしたら「避難」という「被害」を被る自治体はどこかが基本概念になったわけです。

これは中国電力にとって甚だ都合の悪い概念です。福島事故前は、中国電は位置上の地元、旧鹿島町(現在は松江市)とその上部行政機関である島根県だけを抑えておけばよく、その他の周辺自治体が何を言おうが一切無視することができました。いわば**中国電、島根県、松江市の 3 者がつるめばなんでもできたのです。しかし今はそうではありません。30km 圏の自治体は「原子力災害重点区域」の自治体として同等の発言力があり、中国電はこれらすべての自治体を「原発立地地元」として取り扱わなければならない**のです。原子力規制委員会の「規制規則」では**再稼働にあたっては「原発立地地元」の同意を必要としているから**です。現在島根原発から 30km 圏といえば、松江市、出雲市、雲南市、安来市の 4 市とその上部行政機関の島根県、それにお隣鳥取県の境港市、米子市とその上部機関である鳥取県、6 市 2 県が「原発立地地元」ということになったわけです。「いや島根原発のある松江市だけが地元で後は周辺自治体」だと言葉ではいってみても、現実には動かせません。早い話、「避難計画」は必然的に「広域避難計画」にならざるを得ず、上記 6 市 2 県が参加しなくてはなりません。どこか 1 つだけでも欠ければ、「原子力災害対策指針」の考え方に反します。ましてやそのどこか 1 つ、たとえば鳥取県が「島根原発の稼働には賛成できません、反対します」といえば、それは「**原発の再稼働にあたっては原発立地地元の同意を必要とする**」という規制委員会の基本方針に反します。「中国電力さん、鳥取県を説得してからまたおいで」となります。



【資料参照】原子力規制委員会 10 月 24 日第 7 回会合資料「拡散シミュレーションの試算結果」(http://www.nsr.go.jp/committee/kisei/20121024.html) をトレース処理

自治体	直線距離 (km)
松江市役所	9km
出雲市役所	29.24km
雲南市役所	29.29km
安来市役所	28.74km
米子市役所	32.48km
境港市役所	21.06km

規制基準適合対応は断じて『安全対策』ではない

2 番目の問題は、むしろこの方が大きな問題なのかも知れませんが、『**規制基準に適合させるための様々な対策を中国電力は「安全対策」と呼んでいる点**』です。多くのマスコミも中国電力のこうした対策を中電の発表通り「安全対策」と呼んでいます。しかしこの概要に記載されている「規制基準適合対応措置」は「安全対策」と呼べるシロモノなのでしょうか？

図 6 は概要に記載された、「安全対策」のうち「重大事故時対応イメージ図」だけを抜き出して転載したものです。

大きな項目から見ると、『② フィルター付きベント装置の設置』は、運転再開時には猶予期間なしで必ず装備していなくてはならない最低限の要求です。また『⑦ 免震重要棟の設置』も重大事故発生時に、事故対応の総指揮を執る「緊急事態対策所」が設置される建物として猶予期間なしに設置が義務づけられているモノです。また『⑥ 代替交流電源・直流電源の確保』の中の蓄電池設置や高圧発電機車、ガスタービン発電機車なども、全交流電源喪失で未曾有の苛酷事故を招いた福島原発事故の経験から 2 重 3 重の電源確保を義務づけたもので、**安全対策ではなくこれは最低限の規制基準要求**です。

こうした目で眺めてみると『概要』が『島根原子力発電所の安全対策の実施状況等』の項目で並べ立てている『対応』はどれもこれも、原発再稼働のための「規制基準」に最低限適合させるための措置です。

それでは「規制基準」とはいかなる定義かというと、「**原発苛酷事故(どうも福島原発事故並の苛酷事故を想定しているようです)を防止するための再稼働にあたって必要な最低限の性能標準**」ということになります。いわば**ミニマム・リクワイアメント**です。従って重大事故が起きて苛酷事故に至らなければ是としており、**セシウム 137 で 100 兆ベクレルの放出はやむを得ないものとして、規制基準は許容**しています。福島原発事故では初期大量放出期にセシウム 137 は 1.5 京ベクレル(1 万 5000 兆ベクレル。1 号機から 3 号機までの原子炉から放出された量)程度大気中に流れ出たと推計されていますから、100 兆ベクレルは福島事故の 1/1000 以下のレベルということになります。規制基準ではこのレベルの放出までは OK だとしているのです。ですから、**この規制基準をとっても「安全基準」と呼ぶことはできません**。

まことに田中俊一規制委員長自身が「今日原発に絶対安全はない。リスクゼロはない。だからどの程度のリスクまでなら社会が許容してくれるかが安全を考える際の目安となる」(2013 年 4 月 3 日規制委員会会合後の定例記者会見での発言)と、いうとおりなのです。

中国電力が『概要』並べ立てた「安全対策」なるものは、実は「安全対策」でもなんでもなく、最低限の性能要求である規制基準が要求する、そのまた最低限の対応措置ばかりなのです。

どうも中国電力の考える「安全」と規制委員会の考える「安全」とは、同じ言葉を使っているが全く別内容であるかのように見えます。

それでは原子力規制委員会の考える「安全対策」とはいかなるものか？まず最低限の規制基準の要求を満たした上で、事業者個々が明確な「安全目標」を持った上で、さらに様々な対策を講じて「リスクゼロ」に限りなく近づけること、としています。それでも「リスクゼロ」にはならないだろう、と原子力規制委員会は考えます。様々な安全対策を支える基盤は、規制委によれば、「事業者個々の安全文化の育成」だということになります。前述のように**中国電力は「安全文化欠落」の電力各社の中でも飛び抜けて「安全文化」の欠落した体質をもっています。なにしろ、原発の定期点検ですら旧原子力安全保安院に『指揮監督権』奪われた、いわば前科者です。鳥取県が強く危惧するのも安全文化がコッポリ抜け落ちて中国電力の企業体質**です。中国電力には原発を運営する資格どころか、原発を保有する資格すらなさそうです。

表 7 島根原子力発電所の新規規制基準への主な対応

新たに要求される機能・性能	島根 2 号機における対応		
設計基準対応	耐震・耐津波性能	耐震性能(活断層・地震動評価、地下構造調査等)	1-(1)
		耐津波性能(津波評価、浸水防止対策等)	1-(2)
	自然現象に対する考慮	火山・竜巻影響評価等	1-(3)
	火災・内部溢水に対する考慮	火災・内部溢水対策	1-(4)
	電源の信頼性	外部電源の強化	1-(5)
	その他の設備の性能	海水ポンプの物理的防護	1-(6)
重大事故等対応	炉心損傷防止対策	代替注水機能確保、代替熱交換設備の配備	2-(1)
	格納容器破損防止対策	代替注水機能確保、フィルター付ベント設備の設置	2-(2)
	放射性物質の拡散抑制対策	静的触媒式水素処理装置、水素放出設備等の設置	2-(3)
		敷地外への放射性物質の放出抑制対策	2-(4)
		① 水供給機能	輪谷貯水槽の耐震補強
その他	② 電気供給機能	代替交流電源・直流電源の確保	2-(6)
	③ 緊急時対策所機能	免震重要棟の設置	2-(7)

図 6 島根原子力発電所 2 号機 新規規制基準への適合性確認申請の概要



【参照資料】表 7・図 6 共に中国電力プレスリリース 2013 年 12 月 25 日「島根原子力発電所 2 号機 新規規制基準への適合性確認申請の概要」より http://www.energia.co.jp/atom/press13/p131225-1a.pdf

『適合性確認審査申請の概要』の最大の問題点

このプレスリリースに添付されている『適合性確認審査申請の概要』という文書も**報道機関向けという点を考慮すれば、大きな問題点、あからさまに言えば“虚偽”を含んでいます。**

島根原発2号機を規制基準に適合させるためには、相当大きな改造を加えなくてはなりません。表7が『概要』に掲載されている「主な規制基準の機能・性能対応表」なのですが、もちろんこればかりではありません。現在も規制基準適合性審査会合で各原発共通に不合格となっているのが、『重大事故時の対応手順マニュアル』などです。また『炉心損傷防止』『格納容器破損防止』等苛酷事故発展を防止するための様々な手だての『有効性評価』、また『組織・体制』や『教育・訓練』など、むしろ**性能標準を満たすための装置や機器の設置（ハードウェアの設置）問題よりも、手順、評価、教育、訓練といったソフトウェアやヒューマンウェア、あるいは実際の現場でのアプリケーションなどハードウェア以外の項目の審査で時間と手間を取っています。**

実際、真の問題の所在はハードウェアではなく、ハードウェア以外の諸分野にあります。

ところが『概要』を見てみると、まるで“フィルター付きベント装置”や“外部電源の強化”“水素処理装置”“代替熱交換器設備”“直流電源の確保”など**ハードウェアを整備すれば規制基準に適合するかのような印象を与え、適合性審査合格のハードルがいかに低いのかのような書きぶり**となっています。

たとえば『フィルター付きベント装置』の項目では「万一炉心が損傷した場合でも格納容器破損防止と放射性物質の放出量を大幅に低減できるフィルター付きベント装置を設置します」あるいは「事故時に原子炉やプールへ注水するため、輪谷貯水槽を設置します」といった具合です。真の問題はこれら整備した“装置”なり機器が事故時の大混乱のなかで正常に予定通り動かせるのか、そのための訓練や人材教育はできているのか、と言う点にあります。**実際はハードの問題ではありません。**しかし、概要を見ていると中国電力は「ハード」を整備すればこと足れりと考えていることが明白です。これが1番目の問題。

中国電力の考え出したフィクション・ストーリー

中国電力はここで苦しいひとつの「フィクション」を考え出しました。要するに**従来通り中国電・島根県・松江市3者がつるめば何でもできる体制を維持すればいい**のですから、そのためには**松江市だけが「原発立地地元」であり、その他の自治体は「周辺自治体」だ**という「フィクション」を作ってみるに信じ込ませればいいわけです。そのためには**松江市以外の自治体は「原発立地地元」から「周辺自治体」に格下げ**する必要があります。そこで登場するのが「原子力安全協定」です。原子力安全協定の中身や文言に差別をつけて、このフィクションを実地に移すことになりました。現実には中国電力は「島根県・松江市」との「原子力安全協定」(3者協定)と「鳥取県・境港市・米子市」との「原子力安全協定」(4者協定)の中身や文言に差をつけ、「松江市だけが立地地元で後は周辺自治体」という建前を貫いています。中身というのは「地元には施設の大幅な変更では事前了解を求めるが、

周辺自治体には報告だけでいい」とかいった類の違いです。ちなみに出雲市は「周辺自治体」並の安全協定を締結し、雲南市や安来市は安全協定を結んでいません。しかし中国電力のフィクションはフィクション以上ではありません。**安全協定を結んでいようがいまいが、また安全協定の中身や文言に違いがあろうがなろうが、30km圏内の自治体は「原発立地地元」であり、そのどれかが「中国電力は説明不足なので、島根原発の再稼働には賛成しかなる。従って再稼働しないのだから、広域避難計画にも参加しない」といえば、その時点で原子力規制委員会の「再稼働承認」のお墨付きは流れてしまいます。**

実際には中国電力の考え出したフィクション・ストーリーは有効なようで、松江市以外の自治体、出雲市・安来市・雲南市やその住民はこのフィクションを信じ込んでいる、「自分たちは原発立地地元ではない」と信じ込んでいる、あるいは信じ込んでいるフリをしているかのように見えます。現在のところ、後で見ると、**この中国電力のフィクションに騙されていないのはお隣の鳥取県だけ**のようにも見えます。

『安全審査』なのか『適合審査』なのか？

この中国電力の作り上げたフィクションに全面的に協力しているのが、読売新聞、朝日新聞や共同通信、NHKなどと言った大手マスコミです。日本の一般大衆の大手マスコミへの信頼感は「福島原発事故報道」で大きく傷ついたというものの、まだまだ一般的には絶大なものがあります。**(反原発市民グループの一部では、依存する情報源が大手マスコミの報道だけ、という滑稽な風景もまだまだ大手を振ってまかり通っているのも現実です)**

図1と図2は、島根原発再稼働にあたって中国電力が原子力安全協定に基づいて島根県と松江市に「再稼働申請」の事前了解願いを出していたが、島根県と松江市は検討の結果、中国電力に了解の回答をよせた、これに基づいて中国電力は原子力規制委員会に2号機再稼働申請を提出した、ことを報ずる朝日新聞の報道記事(大阪本社版)です。

内容を検討する前に、朝日新聞の使っている用語についてみておきましょう。原発稼働は、電力会社が原子力規制委員会に稼働申請をるところから始まります。この申請のことを『**規制基準適合性審査**』、略して『**適合審査**』といいます。これを「適合審査」と呼ぶのにはわけがあります。というのは現在の規制委員会の考え方では、**「原発は重大事故を起こす可能性を常に孕んでいる。絶対リスクゼロはない。規制はこの重大事故を苛酷事故に発展させないための性能標準を基準化することしかできない。この意味で安全基準ではなく、苛酷事故に発展させないための規制基準でしかない。従ってその審査も“安全審査”ではなく規制基準に適合するかどうか審査する“規制基準適合性審査”でしかない**』というものだからです。

ところが朝日新聞は、図1の『島根原発、今日審査申請』(無署名)の記事を見てもおわかりのように「**島根県と松江市は24日、原子力規制委員会への安全審査申請を了承すると中国電力に回答した**」と『**安全審査**』という言葉を使っています。朝日新聞に限らずすべての大手マスコミは申し合わせたように**(実際に申し合わせている、と私は想像しますが)、「適合(性)審査」とせずに安全審査と表記**しています。あんまり執拗なので、もしかして規制委員会もこの使い方を慣用的に了承しているのかな、と考えて、12月25日原子力規制委員会に広島から電話で確認してみました。するとやはり**「(『安全審査』という表記は)間違っている。不適切な表記**」という答

えが返ってきました。それは当然でしょう。これを「安全審査」と呼べば、またぞろ「原発安全神話時代」の用語法に戻ってしまい、**現在の原子力規制行政の考え方が根底から崩れていきま**す。たかが「用語」というべきではありません。**用語法には基本思想が凝縮している場合がある**のです。この場合がそのケースです。

今度はあまりしつこいので朝日新聞になぜ「安全審査」と表記するのかを問い合わせることにしました。恐らくは朝日新聞広島総局の記事だろう、と当たりをつけて広島総局に電話を入れたところ案に相違してこの無署名記事は大阪本社の記事だとわかりました。そこで大阪本社に電話を入れてみました。**(この過程でこの記事が大阪本社社会部で作成した記事だということもわかりました)**すると朝日新聞大阪本社では**「“適合審査”は行政用語なので一般にはわかりにくい。そこで“安全審査”という言葉に言いかえている**』という返事でした。「すると“安全審査”と“適合審査”と同じ意味内容だと考えている訳か?」と畳むと「そうだ」という返事。 <次ページへ続く>

表6	中国電力島根原子力発電所 1・2号機の点検未実施問題の経過
1-2号機 発生時期	経過内容
2010年3月	中国電力が島根原発の1号機・2号機について最も重要度の高い設備について点検していなかったことが発覚。3月30日付で旧原子力安全・保安院に「未実施の箇所は123件」と報告。島根原発の危険な運転実態が明らかになった。と同時にそれまでの「トラブル報告」自体が信用できないことにもなった。このため中国電力は1・2号機の発電を同月31日に停止した。
2010年3月	旧原子力・保安院は「原子炉等規制法及び電気事業法」の規定に基づき中国電力に対し同年4月30日までに保守管理の不備等に係る経緯・事実関係、原因及び再発防止対策について報告するとともに、島根原発全号機の点検・保守管理に係る総点検を行い報告するよう指示。また、保安院長名の文書により点検が行われていない箇所について早急に実施、報告するよう指示。
2010年4月	同月19日原子力安・保院は指示が実施されているかどうかを確認するため、現地に立ち入り検査を実施。独立行政法人原子力安全基盤機構にも電気事業法107条第10項に基づき立入検査の実施を指示しており、同院の立入検査に同行。
2010年4月	同月30日中国電力は総点検結果の調査報告を提出したが、指示された総点検を終えることができず「中間報告」とした。この報告によれば当初の123件ではなく506件が未実施だったとした。内訳は1号機が347件、2号機が159件。別に点検計画表と点検実績に不整合のある機器が1159箇所あることが判明した。島根、鳥取の地元の不信感を募らせる結果となった。
2010年4月	報告を受けた原子力安・保院は報告確認のため再度立ち入り検査実施を通告。
2010年5月	同月15日原子力安・保院は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項」及び「電気事業法第107条第1項」の規定に基づき立入検査を実施。また、原子力安全基盤機構も「電気事業法107条第10項」に基づく立入検査を実施。
2010年6月	同月3日中国電力は最終報告書を提出。未実施箇所を506件ではなく511件とした。
2010年6月	同月7～8日、原子力安・保院は最終報告を確認するため現地立ち入り検査を実施。
2010年6月	同月11日経産大臣は中国電力に対する処分を発表したが文書による厳重注意と軽い処分だった。ただし「原子炉等規制法に基づく保安規定の変更命令の手続き」変更を実施、当面の間、島根原発をその監視下に置き、保安院の特別原子力施設監督官の下で監督・監視のもとで保守点検を行うとした。
2010年6月	同月14日中国電力は処分受け入れを発表。
2010年6月	同月15日安・保院は中国電力に保安規定の変更を命令。
2010年8月	同月5日中国電力は、島根原発「原子炉施設保安規定の変更認可」を申請。
2010年8月	同月8日～30日、安・保院は中国電力の「保安規定変更申請」を厳格に審査するため、また2号機の点検時期を超過した機器(162点)の点検完了報告書を審査するため特別保安検査を実施。
2010年9月	経産省は島根原発「原子炉施設保安規定の変更認可」を受理認可。
2010年10月	同月18日松江市長が島根原発2号機再開容認を発表。
2010年10月	同月21日島根原発2号機運転再開を報告。
2010年12月	同月2日2号機起動。
2010年12月	同月28日2号機総合負荷性能検査を受検、定期検査を終了し、通常運転に入る。
2011年1月	同月14日中国電力は、島根原発1号機の点検時期を超過した機器の点検完了に関する報告書を提出。
2011年1月-2月	同月17日～2月2日、安・保院は再発防止対策の実施状況、点検時期を超過した機器の点検評価結果の確認のため4回目の特別な保安検査を実施。
2011年2月	同月10日安・保院は1号機運転再開について安全上問題はないと発表。
2011年3月	同月11日東京電力福島第一原子力発電所事故発生。

※参照資料は中国電力Webサイト「島根1・2号機のトラブル事象」(http://www.energia.co.jp/atom/atom8.html)及び原子力施設運転管理年報平成16年度版～平成23年度版。及び以下。鳥取県Webサイト「島根原子力発電所の保守管理の不備等への対応について」、経済産業省Webサイト「中国電力株式会社島根原子力発電所の保守管理の不備等に関する立入検査の実施及び取材対応について」、中電広報資料<http://www.energia.co.jp/atom/press10/_jicsFiles/afiedfile/2010/12/16/p100430-1a.pdf>、<http://www.energia.co.jp/atom/press10/p100603-1a.pdf>など。
 ※トラブルは原子炉等規制法第62条の3に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の17」の省令に基づくトラブルで電気事業者の報告制。従ってこれ以外のトラブルも数多くあると考えられる。



<前ページより続き>

原子力規制委員会に事前に確認しているとともに置むと「それはご意見として承けたまっておく」との返事。(私は朝日新聞に問い合わせるのが、一番キライなのです。これまでの経験で官僚的で感動無礼な対応をされることがわかりきっているからです。)

すると翌日 26 日の『島根原発 審査申請』の記事(山村哲史署名。これも大阪本社社会部の記事。図 2 参照のこと)では「中国電力は 25 日…新しい規制基準への適合審査を原子力規制委員会に申請した」と珍しく“適合審査”という用語で表記しています。すると「“適合審査”は行政用語なので一般にはわかりにくいので“安全審査”という言葉に言いかえている」という話はどこにいつてしまったのかな、と。

実は大手マスコミが判で押したように「安全審査」という言葉を使い続けるには理由があります。一般大衆に「安全審査を合格した原発は、安全だと規制委が保証した」という印象を植え付け、原発再稼働に対する反発を和らげるためなのです。ちょうど安倍首相が「原子力規制委員会で安全が確認された原発はどんどん再稼働させる」というのと同じ用語法です。こう書くと「朝日新聞は原発再稼働に反対なのでは？」と思われるかも知れませんが、それは「社説」レベルの総論の話で、**実際には具体的個別の記事になると、電力業界や政府、原発推進勢力を援護射撃する記事が多い**のです。この 2 つの記事もその好例です。(だから朝日は「エセ紳士」と呼ばれています)

島根県が 30km 圏内自治体の代表？

それではこの記事の中身の検討にはいりましょう。図 2 の 12 月 25 日付けの記事では、溝口島根県知事が県庁を訪れた中国電力の荻田社長に、島根県として中国電力に“申請了承”を伝えた、とあります。島根県知事が島根県の意向を中国電力に伝えるわけですから、これはこれで筋が通っています。問題は次の箇所です。

「審査の過程で新たに必要となった安全対策があれば、周辺自治体も含めて説明することなど、7 項目について要請した」と書いています。ここで“周辺自治体”と書いているのは、30km 圏外の文字通り周辺自治体のことではありません。30km 圏内の「原子力災害重点区域」に属する自治体のことです。朝日のこの記事は、中国電力の注文通り、「原子力災害重点区域」の自治体(原発立地地元)を「周辺自治体」に格下げして描き出しています。そして、しかもこの記事では、**あたかも島根県が“周辺自治体”の代表格であるかのように描き出しています**。それでは松江市の扱いはどうかというと、「**松江市の松浦正敬市長も同日午前、申請を認めるとした回答書を荻田社長に手渡した**」と別格扱いです。安全協定は前述のごとく中国電力・島根県・松江市の 3 者協定であり、別々に扱う必要はないはずで、そこそ島根県が松江市を含めて右代表で意向を伝えればいいはずなのですが、“原発立地地元自治体”として松江市はあくまで別格でなければならず、中国電力は島根県と松江市から別々に意向を受けた、という建前を貫いています。フィクション完成には必須の“儀式”といつていいでしょう。朝日のこの記事はその“儀式”を中国電力の思惑通り描き出し、「**松江市のみが原発立地地元**」というフィクションを読者に印象づけています。

さらにこの記事では「また、溝口知事はこの日、30 km 圏にある周辺自治体からの要請についても中国電力に伝えた」と書いて、島根県が“周辺自治体”の代表であるかの印象付けにさらに追い打ちをかけます。そして“周辺自治体”の要望として「再稼働時に意見が言える権限や、“立地自治体”(すなわち松江市と島根県のこと)並みの安全協定を結ぶことをなどを求めている」とあたかも“周辺自治体”には発言権が小さいかのような印象を与える内容となっています。

図 3 朝日新聞(大阪本社版)2013 年 12 月 26 日第版 39 面



ところで、この記事によれば、**鳥取県・境港市・米子市も“周辺自治体”で、これら鳥取県勢も十把一絡げに、その要望を島根県を通じて中国電力に伝えてもらったかのような書きぶり**です。**ところが事実は全く違います**。前述のように鳥取県・境港市・米子市は中国電力と 4 者協定を結んでいます。この場合鳥取県勢の右代表は鳥取県ですが、その鳥取県はすでにこれに先立つ **12 月 17 日に中国電力に対して“回答”を独自に済ませている**のです。島根県・松江市との 3 者協定とは別個に鳥取県勢は 4 者協定を結んでいるので、鳥取県が独立して回答を出すのは当たり前ですが、**大手マスコミは鳥取県内外にはこのことを報道していません**。

中国電力に対する鳥取県の“回答”

それでは鳥取県は中国電力に対してどういう回答をおこなったのか？それは鳥取県の Web サイトに掲載されています。(図 4 参照のこと)

この回答は鳥取県知事・平井伸治名でおこなわれていますが、**最重要ポイントは「(再稼働申請に関する)事前報告の可否については、今回最終的な意見を保留し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市からの意見を聞いた上で提出をする」という一文**にあります。

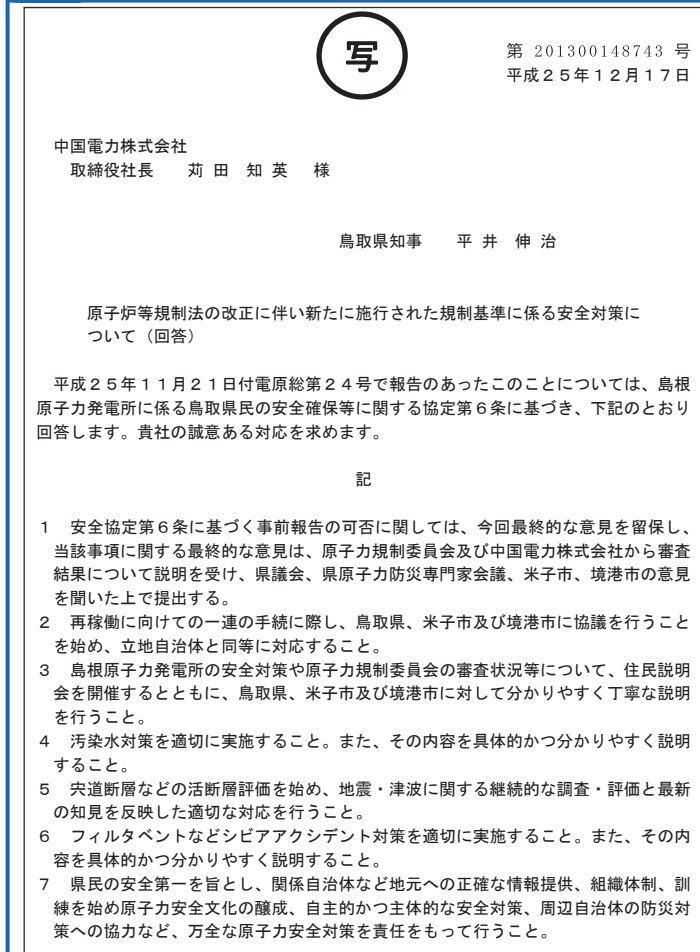
ここで鳥取県が“保留”しているのは、単に今回申請の妥当性ばかりではありません。**「島根原発 2 号機再稼働」そのものについてその態度を“保留”するといっています。そして鳥取県は、再稼働申請結果が出た後で、規制委員会と中国電力の双方から説明を受け、関係諸機関の意見を聞いてから決定する、と述べています**。

もともと鳥取県には、この回答を出す必要性もないのです。というのは、中国電力の“フィクション”では、鳥取県は周辺自治体であり、周辺自治体に対しては“事前了解願ひ”でなく“事前報告”の扱いです。“事前報告”を受けた鳥取県が“回答”を出す必要もないわけです。そういう目で見るとこの“回答”は“回答”というより随分ドスの効いた“警告”とも読めます。

すなわち「**再稼働申請をするんなら勝手にやったらいいですよ。鳥取県の最終的な態度は適合審査結果が出てから決めます。仮に適合する、という結果が出ても、規制委と中国電力の説明を聞いてから、再稼働に賛成するか反対するかを決めます**」といっているわけです。

そちらの出方によっては、反対しますよ、とも取れます。(実際そういつているわけですが)中国電力の“フィクション”にごまかされずに、あるいは騙されたフリも見せずに、鳥取県は“原子力災害重点区域”(すなわち**原発立地地元**)の強みを十分に自覚した上で中国電力に対して凄みをきかせているわけです。

図 4 中国電力に対する鳥取県の回答



【引用典】鳥取県 Web サイトより「新規制基準適合性確認申請の事前報告に対する中国電力への回答」<http://www.pref.tottori.lg.jp/224635.htm>

2010 年“点検未実施の一大スキャンダル”発覚

この鳥取県の態度の根底には中国電力に対する根強い不信感があります。事件は**福島原発事故からちょうど 1 年前の 2010 年にさかのぼります。3 月島根原発の 1・2 号機に関して重要度の高い設備を点検していないことが発覚**したのです。この時中国電力は旧原子力安全・保安院に対して「未実施の箇所は 123 件」と報告しました。同時にそれまでの「トラブル報告」自体も信頼できないことになりました。このため島根原発は 2010 年 3 月 31 日付で 1・2 号機の運転停止に追い込まれました。その後の対応がまた最悪でした。ごまかしにごまかしを重ねて旧安・保院に対する報告は報告するたびに未実施箇所が増え、そればかりでなく虚偽報告も明らかになっていきます。明白な「原子炉等規制

法違反」「電気事業法違反」です。2010 年 4 月旧安・保院は立ち入り検査を実施、それでも**中国電力の不誠実な姿勢にしびれを切らして、6 月には点検実施の監督権も中国電力から取り上げて旧安・保院直接監督下に置かれることになりました**。この問題の收拾には翌 2011 年 2 月まで丸一年かかりました。(次ページの表 6 参照)そして 2011 年 3 月に福島原発事故の発生。やっと稼働した 1・2 号機も再び「点検」という名目の「運転停止」に追い込まれ現在に至っています。

この間中国電力の鳥取県に対する態度は一貫して不誠実なものでした。当時鳥取県は「原発立地地元」ではありません。ろくな説明もなしに心配する鳥取県をいらだたせました。**鳥取県は中国電力の「原子力安全文化」そのものに大きな疑問を持った**のです。そしてその不信感は今も続いています。

この鳥取県の姿勢は、中国電力にとっては思わぬ伏兵だったのかもしれない。「2 号機再稼働手続き」を通じて「3 号機運転開始・稼働」の地ならしをしておこうとする中国電力の戦略は大きく狂うかもしれません。しかしそれも所詮「身から出た錆び」というところでしょう。この鳥取県に対して大きな圧力をかけられるのは、鳥取県選出の、今をときめく自民党幹事長の石破茂氏しかいないのですが、その安倍自民政権もいつまでもつか誰にも保証できません。(猪瀬前東京都知事が 1 年で辞職に追い込まれるとは誰にも予想がつかせませんでした)まさに中国電力は薄氷を踏む思いでこれから「3 号機運転開始問題」に取り組まなければなりません。

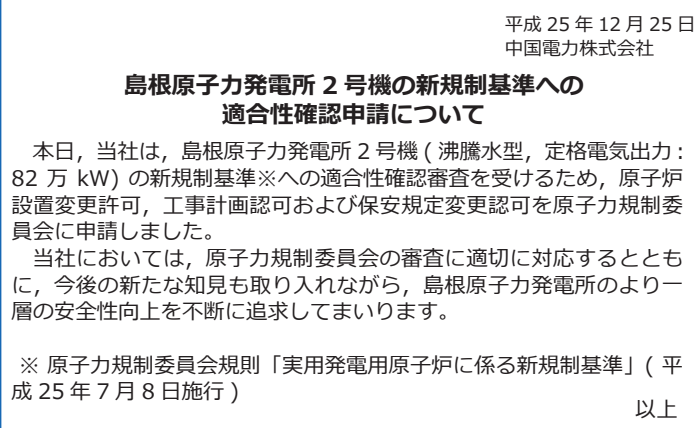
島根原発 2 号機再稼働申請

こうして中国電力は 12 月 25 日、島根原発 30km 圏内の「原発立地自治体及び周辺自治体」の了解は得た、といわんばかりに原子力規制委員会に対して島根 2 号機の「規制基準適合審査申請」を行います。

表 5 は 25 日当日中国電力の Web サイトに掲載された「申請」を伝える中電プレスリリースです。

面白いのは、**中国電力は記者会見や説明の席上、消えてなくなる言葉の時は「安全審査」と使いながら、こうして書き文字にしなければならぬ時には『新規制基準への適合性確認審査申請』と「安全審査」の表記を消していることです。(プレスリリース表題参照のこと)**それでもいいましいのは『適合性確認審査』と『確認』の言葉を入れて強がって見せている点です。これは適合することは当たり前であるが、今回の申請ではそれを“確認”することだ、というニュアンスが強く含まれています。恐らくは規制委員会に提出した申請書類からは「確認」の言葉は慎重に抜き取られていることでしょう。全くゼロから適合性が審査されるのですから、単なる確認作業ではないのです。(こういういいましい用語法を見ているとつくづく中国電力は“**広島の田舎会社**”という感を深くします)

表 5 中国電力 2013 年 12 月 25 日プレスリリース



【引用典】中国電力プレスリリース 2013 年 12 月 25 日 <http://www.energia.co.jp/atom/press13/p131225-1.html>